

# 小児形成外科分野指導医認定委員会

## 小児形成外科分野指導医認定委員会

委員長：金子 剛

委員：朝戸 裕貴、稲川 喜一、今井 啓介、今井 啓道、木村 得尚、  
小林 眞司、田中 克己、土佐 泰祥、野口 昌彦、朴 修三

開催年月日：①2016年4月14日（福岡）、②2016年9月16日（大阪）

その他適宜メール委員会

活動の内容：1. 小児形成外科分野指導医申請書類の検討

### ①小児形成外科分野指導医細則，施行細則

小児形成外科分野指導医細則，施行細則については既に第2回理事会において承認されているが、施行細則について第3回理事会において以下のように変更が承認された。

第7章 第18条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、原則として実施6ヶ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

（下線部を追加する）

### ②第一回認定審査についての手引き（案）

認定審査に必要な提出書類について、皮膚腫瘍外科特定分野指導医の手引きの変更に合わせて修正を行った。

1) 日本形成外科学会小児形成外科分野指導医認定申請書の写し2部を不要とした。

2) 日本医師免許証（コピー）の提出を不要とした。

### ③その他申請に必要な書類を作成した。

2. 第1回小児形成外科分野指導医試験について以下のように決定した。

日時：2018年2月10日（土） 日本形成外科手術手技学会終了後

内容：筆記試験

3. 小児形成外科分野指導医キックオフシンポジウムについて

第60回総会において小児形成外科分野指導医キックオフシンポジウムを予定している。

司会：朝戸裕貴委員、今井啓介委員

演題及び演者：

1. 小児形成外科分野指導医制度の概略 金子委員長

2. 本邦における小児形成外科の現状（小児総合医療施設のアンケート調査から）小林眞司委員

3. 小児形成外科の現状と問題点（28年の経験を基に）

朴 修三委員

# 小児形成外科分野指導医認定委員会

## 4. 医育機関（大学病院）における小児形成外科の現状と問題点 田中克己委員

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度  
：小児形成外科分野指導医細則

平成29年4月 制定

### 第1章 総則

第1条 この制度は、小児形成外科に関する医学の進歩を  
促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献する  
ことを目的とする。

第2条 日本形成外科学会は、前条の目的を達成するため、  
この細則により小児形成外科分野指導医（以下特定分野  
指導医と略記）を認定する。

### 第2章 特定分野指導医制度を運用する機関

第3条 日本形成外科学会は、特定分野指導医制度の運用  
に当たって特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略  
記）を設置する。

第4条 委員会は、特定分野指導医制度の運用を行い、本  
制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、  
特定分野指導医の認定審査と更新審査を行う。

### 第3章 特定分野指導医申請資格

第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項  
に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成  
外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては  
日本形成外科学会専門医）の資格を有していること
- 3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間小児形成  
外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表してい  
ること

### 第4章 特定分野指導医の認定

第6条 特定分野指導医の認定を申請する者は、施行細則  
に定める申請書類と認定審査料を委員会に提出しなけれ  
ばならない。

第7条 委員会は、特定分野指導医申請者に対して年1回  
認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からな  
る。

第8条 委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。  
理事長は、委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経  
て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第9条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務  
局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審  
査合格者を特定分野指導医登録原簿に登録、公示し、特  
定分野指導医認定証を交付する。

第10条 特定分野指導医認定証の有効期限は交付の日より  
5年とする。

### 第5章 特定分野指導医の更新

第11条 特定分野指導医資格の継続を望む者は、資格取得  
後5年毎にこれを更新しなければならない。

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、施行細則  
に定める申請書類を委員会に提出し更新審査料を納付し  
なければならない。

第13条 委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新  
審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、  
委員会の報告にもとづき、理事会の議決を経て、更新審  
査結果をすみやかに申請者に通知する。

第14条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局  
に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合  
格者を公示し、特定分野指導医認定証を交付する。

# 小児形成外科分野指導医認定委員会

## 第6章 特定分野指導医資格の喪失

第15条 特定分野指導医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 形成外科領域専門医の資格を喪失したとき
- 3) 特定分野指導医の資格を辞退したとき
- 4) 特定分野指導医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第16条 特定分野指導医の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を2年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第17条 特定分野指導医としてふさわしくない行為があった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その指導医に対して弁明の機会が与えられる。

## 第7章 特定分野指導医制度開始に伴う暫定措置

第18条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有する本学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を委員会に提出すれば特定分野指導医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第19条 特定分野指導医申請資格(制度細則第3章第5条)を有し、かつ日本形成外科学会専門医を1回以上更新者で、以下の条件のいずれかを満たすものは、施行細則で

定める申請書類を委員会に提出し、認定登録料を納付すれば小児形成外科分野指導医として登録される。

- 1) 小児総合医療施設の形成外科施設長
- 2) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの
- 3) 小児総合医療施設に準ずると委員会で認めた施設の形成外科施設長

注) 小児総合医療施設に準ずる施設とは原則として以下の条件をすべて満たすこと

- ・年間小児形成手術症例数50例以上(全身麻酔に限る)
- ・NICUまたは小児患者の入室可能なICUのあること
- ・小児科の常勤医がいること

4) 上記に常勤として2年以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

5) 1) または3) の施設に合計2年以上常勤として在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

6) 医育機関の形成外科施設長

7) 医育機関に常勤として2年間以上在籍し、形成外科施設長の推薦のあるもの

第20条 この暫定措置は平成29年(2017年)4月13日より開始し、平成30年3月31日で終了する。

## 第8章 細則の変更手続

第21条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

### 附 則

1. この細則は、平成29年(2017年)4月13日より施行する。

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度

: 小児形成外科分野指導医施行細則

平成29年4月 制定

## 第1章 運営

第1条 日本形成外科学会小児形成外科分野指導医(以下

# 小児形成外科分野指導医認定委員会

特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

## 第2章 特定分野指導医認定委員会

第2条 特定分野指導医認定委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第3条 委員会の委員数は10名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第4条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第5条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員会の開催には、定数の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第7条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第8条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

## 第3章 特定分野指導医申請資格

第9条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 日本形成外科学会認定専門医を取得後、委員会（あるいは日本形成外科学会）が認定した研修施設で3年以上の研修歴を有していること。

\* 暫定措置として、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設が研修施設として該当する。

2) 日本形成外科学会学術集会における小児形成外科領域に関する2回以上の発表歴（筆頭もしくは発表指導者）あるいは、小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴（筆頭もしくは執筆指導者）を有していること。

\* 学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

\* 執筆指導者（発表指導者）とは、共同執筆者（発表者）の中で最も指導的立場にいる執筆者（発表者）が該当する。

3) 小児形成外科領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する小児形成外科分野教育セミナーの受講歴を2回以上有していること。ただし施行開始後3年間は不要とする。

## 第4章 申請書類

第10条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定申請書

2) 履歴書

3) 研修証明書

4) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）あるいは形成外科領域専門医認定証（コピー）

5) 業績目録

6) 症例の記録

7) 教育セミナー受講証明書（2回分）（施行開始後3年間は不要とする）

第11条 施行細則第4章、第10条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録（10症例：申請者が執刀した症例）および手術症例の一覧表（100症例）

第12条 暫定措置制度(制度細則第7章、第18条、第19条)によって指導医の認定を申請する者は、制度細則第4章、第7条の試験および施行細則第4章、第10条4) 研修証明書、6) 業績目録、7) 症例の記録、8) 教育セミナー受講証明書（2回分）の提出は免除される。ただし細則第19条による申請者は症例の記録のうち、手術記録あるいは手術症例の一覧表のいずれかの提出を必

# 小児形成外科分野指導医認定委員会

要とする。

## 第5章 更新申請書類

第13条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会特定分野指導医認定証（コピー）
- 5) 業績目録
- 6) 診療実績報告書

## 第6章 審査料および登録料

第14条 審査料は、次の如くとする。

認定審査料 10,000円(暫定措置の場合 15,000円)  
更新審査料 10,000円

第15条 既納の審査料は、返却しない。

第16条 登録料は、次の如くとする。

認定登録料 10,000円(暫定措置の場合 15,000円)

更新登録料 10,000円

第17条 既納の登録料は返却しない。

## 第7章 審査の時期および申請先

第18条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、原則として実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第19条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

## 第8章 附則

第20条 この細則は、平成29年（2017年）4月13日より施行する。

第21条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第22条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。